

津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町条例第 1 8 号

津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年津幡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に、「法第 1 7 条の 2 第 6 項」を「同条第 6 項」に、「所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 6 条第 1 号」を「所得税法施行令第 6 条第 1 号」に、「法人税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 7 号）第 1 3 条第 1 号」を「法人税法施行令第 1 3 条第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による新条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。